

はしがき

気が付いたら我々医業経営研鑽会のメンバーの共著による書籍も本書で8冊目となり、お陰様で「クリニック開業を思い立ったら最初に読む本」「病医院の引き継ぎ方・終わらせ方が気にならたら最初に読む本」（いずれも日本法令）も好評をいただき、増刷を重ねるに至っています。

本書は「最初に読む本」シリーズの第3弾として、これから在宅医療への参入を検討していらっしゃる診療所の院長先生に向けた入門書として企画し、メンバー共著で執筆を始めたものです。

ところが本書執筆中に新型コロナウィルスが拡大し、医療に限らず、社会の前提が大きく変わってしまいました。当然のことながら、執筆途中で内容を入れ替える等、本書も可能な限り対応しています。

新型コロナウィルスの影響で外来患者数が減少するなか、在宅患者は全然減っていないところもあり、またこの先も医療政策的に街のクリニックに期待される「かかりつけ医」の役割を考えると、これまで在宅医療に二の足を踏んでいた院長先生にも、複数ある選択肢の1つとして在宅医療を検討していただく必要があるのでは？というのが本書の趣旨です。

本書を手に取っていただいた院長先生のところでは、本書序説にあるような悩ましいケースが発生した事例はありませんでしょうか？

本書はそのような院長先生が在宅医療に取り組む際の「はじめの一歩」の解説書として、現役の事務長、医業経営コンサルタント、弁護士、税理士、行政書士が在宅医療参入前後の診療所を支援している各専門職の立場から執筆したものです。

なお、在宅医療参入の「はじめの一歩」としての守備範囲を明確に

する意味で、多数の在宅患者の家を回る在宅専門診療所や、専門の在宅チームを持つ大規模診療所や病院、また障害児（者）医療等の場面で発生する問題や課題については本書内では触れておらず、外来への通院が困難となった高齢者に対する在宅医療に絞っておりますことにつきましては、ご容赦願いたく存じます。

本書が、在宅医療を必要とする患者さんとそのご家族の QOL 向上の一助になれば幸いです。

最後になりますが、本書の企画構想の段階からご指導いただいた我々医業経営研鑽会のリーダーである西岡秀樹会長と、足並みのそろわない共著者に最後までお付き合いいただき、本書をなんとかまとめさせてくださった日本法令の吉岡幸子さまには、心よりお礼申し上げます。

それでは「法令クリニック」2代目院長である「法令次郎」先生を例にとって、在宅医療に取り組むうえでの「はじめの一歩」につき、一緒に考えて参りましょう。

令和3年1月

著者代表 岸部 宏一



序説～法令クリニック2代目院長が、はじめての「在宅医療」を軌道に乗せるまで

第1章 在宅医療の基礎

第1節 在宅医療とは	22
第2節 在宅療養支援診療所とは	35
第3節 往診料と在宅患者訪問診療料	52
第4節 訪問診療における診療契約	66
第5節 在宅時医学総合管理料等と在宅療養指導管理料	86
第6節 終末期の診療報酬	110
第7節 訪問看護	123
第8節 介護保険（居宅療養管理指導）との関係	133
第9節 在宅医療で算定する診療報酬	147

第2章 在宅医療の実践

第1節 在宅医療開始前後の収支シミュレーション	152
第2節 在宅医療に関連した人的問題	160
第3節 クリニックによる訪問看護の提供	164
第4節 在宅医療に対応した設備等	168
第5節 多職種連携	178
第6節 移動手段	190
第7節 終末期における対応・問題	199
第8節 診療情報の開示等	212
第9節 毎年の届出・報告事項	230

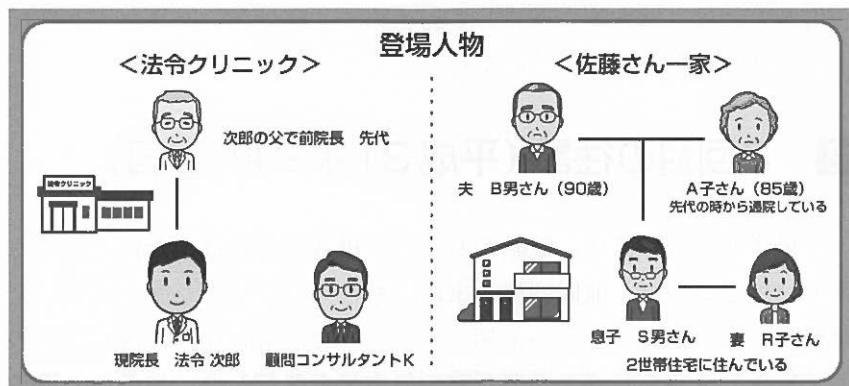
第3章 在宅医療の制度と将来

第1節 歴史的経緯	236
第2節 在宅医療の供給体制	244
第3節 制度的誘導	256
第4節 不適切事例の増加	262
第5節 かかりつけ医と在宅医療	265
第6節 現場の負担解消に向けた取組事例	279
第7節 オンライン診療と在宅医療	283

序 説

法令クリニック 2代目院長が、
はじめての「在宅医療」を軌道に乗せるまで

1 初めての往診（平成31年2月1日）



法令クリニックの2代目院長・法令次郎は、外来診療の始まる直前に、佐藤A子さんの息子である佐藤S男さんから電話を受けた。A子さんは先月、自宅玄関で転倒し、大腿骨頸部骨折で入院していたが、昨日、退院して、自宅に戻ったとのこと。しかし、まだ歩くこともできず、ADL（日常生活動作）も大幅に低下していることから、家まで診察に来てもらえないか、また、これまで服用してきた血圧の薬などを処方してもらえないかとの相談であった。あまり気が進まなかつたが、長年、通院している患者さんであり、自宅がクリニックから車で5分ほどと近いこともあり、その日の昼休みを利用して、A子さん

宅に向かった。

佐藤さんのお宅は、1階がA子さん夫婦、2階が息子夫婦の2世帯住宅で、A子さんは夫のB男さんと暮らしている。B男さんは年齢の割に元気だが、息子のS男さんの話では、近頃、物忘れがひどくなってきたているとのことで、A子さんの介護・療養は、S男さんの妻であるR子さんが主に担っている。

A子さんの診察の結果、心雜音が聴取され、血圧は高めで、便秘気味であった。また、時々、足が痛いといった症状も出ていることから、降圧剤、利尿剤、整腸剤、鎮痛剤を14日分処方することにした。S男さんには、処方箋を用意しておくので、後ほど、クリニック受付に取りに来るよう伝え、診察を終えた。

2 2回目の往診（平成31年2月12日）

S男さんから、再び、電話があった。母A子さんはまだ通院できる状態ではないので、前回同様、家に診察に来て、必要な薬の処方箋を発行してもらえないかとの依頼であった。今回も昼休みに佐藤さんの家に行き、診察をして、必要な薬の処方箋を発行した。息子のS男さんからは、今後、定期的に家に来て診察や薬の処方をお願いできないかとの話があった。

3 在宅訪問診療の検討

S男さんからの依頼を受け、法令次郎は先代院長や顧問コンサルタントKとも相談した。



在宅訪問診療の依頼を受けた以上、訪問すること自体は吝かではないが、さて何から手を付けたらよいのでしょうか？

法令 次郎



在宅医療となると24時間拘束されるのですよね？ できればそこは避けたいのですが……

コンサルタント
K

- ①これまで往診扱いでよい。
- ②今後、定期的に患者を訪問して診察を行うということになれば、在宅訪問診療になる。
- ③在宅訪問診療＝24時間対応とは限らない。佐藤A子さんの状態は今のところ安定しているようでもあり、まずは24時間対応が必須ではないレベルの在宅訪問診療をスタートさせてはどうか。
- ④具体的には、在宅療養支援診療所の届出をせず、診療報酬は在宅患者訪問診療料を算定する。
- ⑤その場合でも、在宅訪問診療として行う以上、本人や家族に訪問診療の同意を文書で取る必要がある。
- ⑥さらには在宅療養計画を作成し、総合的な医学管理を行っていくのであれば、在宅時医学総合管理料の算定も可能であるが、この場合は施設基準の届出が必要である。

4 在宅訪問診療の開始（平成31年2月26日）

次郎は悩んだ末、24時間対応が必須ではない在宅訪問診療を開始することにした。コンサルタントKのアドバイス通り、当面は在宅療養支援診療所、在宅時医学総合管理科の施設基準の届出をせず、在宅患者訪問診療料の算定のみ、という必要最小限の在宅訪問診療である。次郎は、S男さんに電話をして、以下のことを伝えた。



法令 次郎

- ・ご依頼の通り、今後定期的に訪問して診察や薬の処方などを行う。
- ・前回の往診から2週間後となる明日、家に伺い、診察を行う。
- ・診察の前に本人や家族に説明をし、文書を取り交わしたうえで、在宅訪問診療を開始する。

翌日、家に伺うとS男さんは仕事で不在だったため、在宅訪問診療を始める前に、A子さんとR子さんに、在宅訪問診療の説明をして了解をもらい、A子さんに訪問診療の同意書に署名・捺印をしてもらった。診療後、今後も2週間に1回の頻度で、佐藤さんのお宅を訪問することを伝えた。

5 主治医意見書の作成(平成31年4月9日)

訪問診療を開始してから少し経った頃、R子さんから次のような相談があった。



妻 R子さん

- ・義母のA子さんの療養・介護を担っているが、思った以上に大変である。
- ・困っていたところ介護保険サービスを利用できることを知り、先日、地元の地域包括支援センターに相談に行った。
- ・ケアマネージャーを選任して、介護サービス計画を立ててもらうことで、介護保険サービスが利用できることなどを教えてもらった。
- ・そのため、まずは、主治医に主治医意見書を書いてもらい提出する必要がある。
- ・書類を預かってきたので、主治医意見書の作成をお願いしたい。

主治医意見書は病院勤務時代に何回か書いた経験はあるが、それからは随分時間が経っている。そこで、コンサルタントKに相談し、何とか作成することができた。しばらくして、介護認定の結果の通知があり、A子さんは要介護4と認定された。

6 緊急往診(令和元年5月26日)

在宅訪問診療を開始してから3カ月が経った日曜日の夜の10時過

ぎに、先代院長である父が次郎の家を訪ねてきた。聞けば、今しがた佐藤さん宅から電話があり、A子さんが39℃近い熱を出しているとのこと。先代とB男さんは、20年ほど前まではよく一緒にゴルフをする仲で、先代の自宅の電話番号を知っていたため、S男さんが電話してきたようだ。先代は俺が診に行くと言ったが、先代も高齢であり、車の運転には少々不安もあるので、次郎は自分が行くと告げ、佐藤さんのお宅に向い診察し、薬を処方して緊急時の連絡先等につきアドバイスして帰宅した。

7 24時間対応の検討

その後A子さんは熱も下がり、ひとまず事なきを得た。しかしぬるは、今後も今回のようなことがあるのは困ると思い、コンサルタントKに相談した。



法令 次郎

地域密着の診療所である以上、患者さんからの要請を断ることはできないが、さりとて高齢の父に負担をかけることもできず、どうしたものか？



コンサルタント K

- 先代の自宅の電話番号を佐藤さんが知っている以上、A子さんの容態に何かあれば、今後も先代の自宅に電話をかけて相談することは十分考えられる。
- 次郎先生が行かないと言えば、今回のように先代が行くと言うだろうし、先代と佐藤さんの関係を考えると本当に行ってしまうかもしれない。
- そうであれば、この際、在宅療養支援診療所の届出をして、在宅訪問診療を24時間対応に切り替えて次郎先生が対応するしかないのではないか。

次郎は、こんなことなら、最初に家に呼ばれた時に断ればよかった……と後悔した。一方で、先日、保険医協会の講演会で地域包括ケア

システムの話を聞き、自分も生まれ育ったこの地での地域医療における在宅医療の必要性・重要性を認識してもらいた。

また、長年この地域の医療を担ってきた先代は、つい数年前までは、往診したり、自宅で看取ったりしていて、住民・患者さんから感謝されていることもよく知っていた。色々と考えた結果、在宅訪問診療を24時間対応に切り替えることにした次郎は、コンサルタントKにその決心を告げて、具体的にどうするかを相談した。

8 在宅療養支援診療所等の手続き (令和元年6月)



法令 次郎

本格的に在宅療養支援診療所として在宅医療を始めたいのですが、何から始めたらよいでしょう？



コンサルタント
K

- 手手続きの前提として、24時間対応をしてくれる訪問看護ステーションや在宅患者をいざというときに受け入れてくれる病院が必要。
- 手続き時には必須ではないが、24時間対応をしてくれたり、薬を届けてくれたりする調剤薬局があったほうがよい。

コンサルタントKからは、心当たりをあたって、目途が立つたら教えてくださいとのことだった。

病院については、隣の市に大学の先輩が院長を務める中規模の病院があることを思い出し、院長に電話して頼んだところ、同様の依頼は多数あるとのことで、快く了解が得られた。しかし、訪問看護ステーションや調剤薬局には心当たりがなかったため、コンサルタントKに相談した。すると、近隣で在宅部門を強化している中規模の調剤薬局チェーンの在宅部門の責任者を知っているとのことで紹介してもらったところ、佐藤さん宅に近い店舗で対応してくれることになった。ま



た、その責任者が連携している訪問看護ステーションの所長に話をししておくから、直接話をしてみてくださいとも言ってもらえた。翌日電話を入れると、すでに話が通っており、今日の夕方ご挨拶方々伺いますとのこと。話をしたところ、書類上だけではなく、実際の在宅訪問診療でも連携・協力していきましょうということになった。

9 在宅療養支援診療所としての在宅訪問診療の開始（令和元年7月2日）

施設基準の届出が完了し、今月から法令クリニックは在宅療養支援診療所となった。それに伴い、月初めの訪問診療の際に、A子さんとR子さんに24時間対応の案内をしたうえで文書を渡し、併せて今後の診療・療養の計画についての説明も行った。そのなかで今後の診療・療養の計画の1つとして、同意・了解が得られるのならば定期的に訪問看護にも入ってもらいたいと考えていることも伝えた。説明を受けたR子さんは夫のS男さんと相談しますとのことだったが、後日、S男さんから、訪問看護ステーションと契約したため、訪問看護指示書の作成・発行をお願いしますとの連絡があった。

10 介護保険の居宅療養管理指導料

コンサルタントKから、次の説明があった。



- 法令クリニックは介護保険法上のみなし指定として介護事業所となっており、所定の届出をすることで、介護保険の居宅療養管理指導料を算定・請求できる。
- そのためには、多職種連携やサービス担当者会議が重要である。

早速、居宅療養管理指導料算定の手続きをし、A子さんやR子さ

んに説明して同意をもらったうえで、翌月から居宅療養管理指導料の算定を開始することとし、それに合わせて、翌月最初の訪問診療の時に佐藤さんのお宅でサービス担当者会議を開いた。勝手がわからずには不安なまま参加した法令次郎だったが、集まったケアマネージャー、訪問看護ステーションの看護師、福祉用具の担当者、薬を届けている調剤薬局の薬剤師たちは互いにそれぞれ面識もあるようだった。ケアマネージャーの司会で打合せが進み、法令次郎には病状の説明や今後の見通し、医師からの意見や在宅療養上のアドバイスなどが求められた。

Ⅺ 食事量の低下や尿路感染症・肺炎の発症 (令和2年2月頃から)

最初の往診から1年ほど経った頃から、A子さんの食事量が徐々に減ってきた。そのうえ時々、尿路感染症や肺炎を起こすようにもなった。必要に応じて訪問看護ステーションに頻回の訪問看護や点滴を行ってもらうなど、連携・協力して対応することとなり、法令クリニックとしては、その都度、必要な指示書を作成・発行した。

Ⅻ ご主人B男がアルツハイマー型認知症との診断(令和2年3月)

A子さんの夫B男さんは、このところ家に引きこもりがちで、息子夫妻から見ても明らかに認知症ではないかと思われる状態であった。そこで、息子のS男さんが、日本法令病院の認知症外来に連れてていき、MRIや認知機能検査等をしてもらったところ、アルツハイマー型認知症と診断され、薬も処方された。ただ、法令病院まではやや遠く、薬がなくなる度に父を連れていくのは大変であるため、医師に相談したところ、在宅訪問診療をしてもらい、その医師に薬を出しても

らったらどうかとの話があった。そこで、母がすでに在宅訪問診療を受けているので、同じ先生に診てもらうよう紹介状をお願いした。S男さんから紹介状を渡され、ぜひ、父も訪問診療をお願いしますと言われた法令次郎は断れるはずもなく、B男さんの在宅訪問診療も行うことになった。

13 るい瘦・褥瘡・在宅酸素療法（令和2年8月）

さらに半年ほど過ぎた頃から、A子さんの状態はさらに低調となり、るい瘦も目立つようになった。この頃から、仙骨部などに褥瘡ができるようになり、エアマットを入れたり、指示書を発行して、訪問看護ステーションに褥瘡の頻回の処置をしてもらったりした。また、心不全が悪化して、血中酸素飽和度も上がらなくなってきた。そのため、在宅酸素療法を開始することにして、酸素濃縮装置のレンタルの手配や指示書の作成などを行った。

14 終末期（令和2年10月）

法令次郎は、最近のA子さんの状態は閉眼している時間も多くなり、意識レベルも低下してきているようで、終末期に近づいているか、場合によってはすでに終末期に入っていると考えた。そのため、S男さんに、A子さんの最期をどうしたいか、ご家族でよく話し合ってもらい、その結果を教えてほしいとの依頼をした。2週間後、S男さんからクリニックへ電話があった。家族の希望・意向をまとめたので、お話を伺いたいとのことだったので、その週の土曜日の診療終了後にクリニックで面談することにした。併せて、ケアマネージャー、訪問看護ステーションの看護師、福祉用具の担当者、調剤薬局の薬剤師にもクリニックに来てもらい、サービス担当者会議を開くことにした。

土曜日、S男さんの話を伺うと、自宅で母の最期を看取りたい、病院への入院や延命措置は望まない、それは母も望んでいることだと思うので、次郎先生に看取りをお願いしたいという内容だった。話を受け、法令次郎より、看取りに向けた説明等をし、看取り同意書に署名・捺印をしてもらった。また、関係者で看取りに向けた連携・協力などについて話し合った。

15 ご主人B男さんの施設入居を検討

また、S男さんから、父のB男さんについての相談も受けた。近頃、知らぬ間に外出してしまうことが何回かあり、2日前には警察に捜索願いを出すことも検討したほどだったとのこと。妻のR子さんは母A子さんの介護でかなり疲れており、そのうえ、父がこのような状態ではR子さんがダウントしかねないとことで、B男さんを施設に入れたほうがよいのではないかとの話であった。

16 看取り（令和2年12月24日）

それから2カ月後の夜の11時前に、S男さんから電話があった。A子さんの呼吸が非常に弱く、呼びかけにも開眼しないので、診察に来てほしいとの依頼であった。佐藤さんの家に急いで駆けつけ、A子さんの診察をするも、ほとんど呼吸音や心音は聴こえず、10分後に、心肺停止や対光反射の消失を確認し、死亡診断を行った。

17 ご主人B男さんのその後

B男さんはといえば、A子さんの亡くなる1カ月ほど前に有料老人ホームへ入所した。グループホームへの入所が希望だったが空きがなく、グループホームの空きが出るまでの間、とりあえず系列の有料老

著者略歴



岸部 宏一（きしべ こういち）

行政書士法人横浜医療法務事務所 代表社員

有限会社メディカルサービスサポートーズ代表取締役

URL : <https://www.med-ss.jp/>

1965年 東京都生まれ（秋田市育ち）1988年 中央大学商学部
商業・貿易学科卒

特定行政書士、日本医師会医療安全推進者、2級福祉住環境
コーディネーター、個人情報保護士、医業承継士

バイエル薬品㈱で10年余MRを経験後、医療法人（人工透析・消化器内科）事務長として医療法人運営と新規事業所開設を担当。2000年より㈱川原経営総合センター（川原税務会計事務所／現：税理士法人川原経営）医療経営指導部で修行、2001年行政書士登録を経て2004年独立。医業経営コンサルタントとして全国の病院・診療所の経営指導・経営支援の傍ら、医療法務分野の第一人者として法務実務並びに医師会、薬剤師会、各種士業団体等での講演を通じ、医療経営についての啓蒙活動を継続。

=執筆=

日経メディカルオンライン連載「クリニック事件簿」「ある日院長が倒れたら」（日経BP社）
『クリニック開業を思い立ったら最初に読む本』（2016.6 日本法令 / 共著）

『小説で学ぶクリニック承継 ある院長のラストレター』（2017.6 中外医薬社 / 共著）

『医療法人設立認可申請ハンドブック』（2017.9 日本法令 / 共著）

『病医院の引き継ぎ方・終わらせ方が気になったら最初に読む本』（2019.5 日本法令 / 共著）

『医業経営の専門家集団が教える 新 クリニックのための書式とその解説（書式テンプレート180）』（2020.7 日本法令 / 共著）

『3訂版 医療法人の設立・運営・承継・解散』（2021.2. 日本法令 / 共著）



松山 茂（まつやま しげる）

M S 行政書士事務所

URL : <http://msgyosei.onamae.jp/>

1961年東京生まれ。特定行政書士、社会福祉士

慶應義塾大学経済学部を卒業後、大手化学メーカーに就職。
20年間営業職として勤務し退職。2006年に東北地方の沿岸部
でクリニックを医師2名と共に立ち上げ、事務長に就任。そ
の後、在宅医療に特化したクリニックの設立、東日本大震災
による被災（津波によるクリニックの全壊・廃院）などを経て、再びクリニックの
事務長に就任し、現在に至る。最初のクリニックも現在のクリニックも外来診療を行
いながら在宅医療も行っている。2017年に、行政書士試験に合格してMS行政書
士事務所を開設し、クリニックの各種手続きやコンサルティングなども行っている。
2級ファイナンシャル・プランニング技能士（個人資産相談業務）、2級福祉住環
境コーディネーター、医科医療事務管理士



小島 浩二郎 (こじま こうじろう)

税理士法人晴海パートナーズ代表社員

URL : <http://harumi-partners.jp/>

1972 年東京生まれ 2000 年税理士登録

大学卒業後に大手税理士専門学校講師を経て、千代田区の税理士法人入社、中小企業、病院・クリニックなどの医療法人・個人の税務申告やコンサルティングを行う。2003 年独立、2015 年 1 月に弁護士 7 名税理士 2 名で中央区築地に晴海パートナーズグループ立ち上げ社会保険労務士事務所、行政書士事務所が加わり現在に至る。

病医院に対する 300 件以上の財務コンサルと中小企業の M&A のコンサル実績があり、またスポーツ組織の支援も行う。

公益社団法人日本新体操連盟 監事

一般社団法人日本アーバンスポーツ支援協議会 監事

一般社団法人医業承継士協会代表理事 ほか

=執筆=

『病医院の引き継ぎ方・終わらせ方が気になったら最初に読む本』(2019.5 日本法令 / 共著)



山田 隆史 (やまだ たかふみ)

山田隆史法律事務所

URL : <https://yamadatakafumi-lo.com/>

1970 年 福岡県柳川市生まれ 1994 年 早稲田大学法学部卒業

2004 年 司法研修所修了 同年 弁護士登録

2011 年 山田隆史法律事務所開設

弁護士登録当初より、医療施設・介護施設側のみから依頼を受け、医療事故・介護事故を中心とする医療案件・介護案件を積極的に手がけ、これまでに担当した案件は 300 件に上る。独立後は、医療事故・介護事故のみならず、クレーム対応、未払診療費の回収、スタッフの労務管理、業者との契約関係の処理、医療施設の開設・承継に関する法的チェック等、医療施設の運営における様々な問題の助言、対応を業務の中心とし、これらの経験を踏まえた講演、セミナー等も多数行っている。

=執筆=

『医業経営の専門家集団が教える 最新 クリニックのための書式とその解説（書式テンプレート 180）』(2020.7 日本法令 / 共著)